

# 松戸市教育委員会会議録

平成27年4月定例会

# 松戸市教育委員会会議録

平成 27 年 4 月定例

開 会	平成27年4月2日 (木) 14時00分	閉 会	平成27年4月2日(木) 15時45分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	市場 卓	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 松田 素行	○
	教育長職務代理者 關 英昭	○	委 員 市場 卓	○
	委 員 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

# 教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 27 年 4 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	鈴木 三津代	21		
2	学校教育部 部長	山口 明	22		
3	” 参事監	門 良英	23		
4	教育企画課 課長	宮間 秀二	24		
5	” 専門監	渡邊 和宣	25		
6	” 課長補佐	平松 澄明	26		
7	” 主幹	横田 浩一	27		
8	” 主幹	大西 真	28		
9	” 主査	藤中 孝一	29		
10	” 主査	橋本 欣之	30		
11	” 主事	伊藤 翔	31		
12	教育施設課 課長	関 聡	32		
13	” 専門監	渡部 優樹	33		
14	社会教育課 課長	嶋野 嘉之	34		
15	” 専門監	町山 茂昭	35		
16	市民会館 館長	橋本 勝行	36		
17	” 専門監	大村 雅英	37		
18	図書館 館長	中川 礼治	38		
19	博物館 次長	林 総太朗	39		
20	保健体育課 課長	浅井 康正	40		

## 平成27年4月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成27年4月2日（木） 午後2時00分

2 場 所 教育委員会5階会議室

### 3 議 題

#### (1) 議 案

##### ① 議案第1号

松戸市教育功労者の表彰について (保健体育課) … p 1

##### ② 議案第2号

松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定委員の  
委嘱について (教育施設課) … p 7

##### ③ 議案第3号

松戸市図書館整備計画審議会委員の委嘱について (社会教育課) … p 9

##### ④ 議案第4号

新設小学校の学校名について (教育企画課) … p 11

#### (2) 報告等

① 「松戸市史 上巻(改訂版)」の刊行について (博物館) … p 13

② 館蔵資料展「シルクロードとガンダーラ」の開催に  
ついて (博物館) … p 14

### 4 その他

**教育長** それでは、定刻ですのでそろそろと思いますが、まず初めに、前回欠席をしまして本当にご迷惑をおかけしました。改めて自分の体調コントロールも大事な仕事なんだなということを、身にしみて感じました。今後、十分留意して毎日の生活を送りたいと思います。本当に申しわけありませんでした。

---

◎傍聴の報告

**教育長** それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、3名の方から傍聴したい旨の申し出がございます。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますのでご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合におきましては、事務局への受け付けをもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。お願いします。

(傍聴人入室)

---

◎開 会

**教育長** それでは、ただいまから平成27年4月定例教育委員会会議を開催いたします。

---

◎会議録署名委員の指名

**教育長** 開会に当たり、本日の会議録署名人を市場委員にお願いいたします。

**市場委員** はい。

**教育長** よろしく申し上げます。

---

◎教育長からの報告

**教育長** 議題に入ります前に私からご報告いたします。

このたび私、伊藤純一は、新教育委員会制度の施行に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得、4月1日付にて市長より教育長

として新たに任命を受けました。任期は平成30年3月31日までの3年間でございます。よろしく申し上げます。

一言ご挨拶をさせていただきます。あした所属長会議が実はあるんですけども、各課・所長、全員集まる場で、初めての人もいるのでどういふ話をしようかなと考えるに当たって、「啐啄同機」という生徒指導上の言葉があるんですが。両方ともくちへんですけれども、くちへんに卒業のソツと石川啄木のタクと、同じような字なんですけれども、両方とも「つつく」という字なんですけれども、片方は鳥の卵を親鳥が外側からつつく、「早く出てこいよ」と、もう片方はひな鳥が、内側から「早く出たいよ」ということでつつくわけですが、両方ともそれぞれの成長のタイミングというのがあるって、ひなの成長がまだなのに親鳥が焦ってつつくと外気に触れて亡くなってしまふ、あるいはひな鳥が一生懸命つついているのに親鳥が知らないでいると中でそのままというふうに、なかなか自然の子育ての妙というのが難しい、その辺をあらわした啐啄同機あるいは啐啄の機という言葉があります。前の教育長を2年終わらして3年目といいますか、トータルでは3年目、新しいシステムとして1年目に入りますときに、前に就任したときに私の思いとしては、とにかくとまっていたといいますか、感覚的には何とかしなきゃいけないなと思ったのが、まずは社会教育部門であります。一方で、社会教育そのものの活動状況は、市民の皆さんは活動をずっとしているわけです。教育委員会のかかわり方として何かできる、たくさんできることがありそうな、そういう今の啐啄同機で言いますと、まさに社会教育のほうは手を入れるグッドタイミングだったというふうに私は考えております。そういう思いをもとに社会教育計画とそれから図書館の整備計画を、何とかこの5月ででき上がるわけで、27年度、28年度はそれをベースにして社会教育においては、いよいよ具体的にいろいろな動きを始められる時期かなというふうに思っております。

一方、学校教育のほうにつきましては、以前、指導課長をさせていただいたときに始めた言語活用科が、何とか64校に今は広まってきた段階だというふうに、この2年間、3年間で、4年間か、で広まってきた、ようやく各学校の中での存在が認められてきた段階かなというふうに思っております。一方で、文科省の動きも急を要する部分がだんだん明確になってきていますので、それを合わせますと学校教育のほうは、やっとならからガラガラと動き始められるチャンスかなというふうに思っております。

そういうふうに2つとも〇〇教育とはつきましますけれども、そのいろいろな状況をしっかりと職員全体で見据えながら、両方新しい動きに入っていければなというふうに思っています

ので、教育委員の皆様方においては、またいろいろなお知恵をかしていただいて、ぜひ松戸市の教育の発展に寄与していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

---

#### ◎新教育委員紹介

**教育長** それでは、続きまして、新しい教育委員の方をご紹介します。

このたび瀧田泰子前委員の任期満了に伴い武田司委員が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得、本日4月2日付にて先ほど市長より任命をお受けになりました。任期は平成31年4月1日までの4年間でございます。

武田委員は、漆工芸作家として長年活動されており、平成6年に日本美術展覧会、要するに日展です、に初入選されて以来、毎年入選を繰り返すなど、数々の輝かしい受賞歴をお持ちの方でございます。このような文化芸術の世界で現実活躍されている方をお迎えできましたことを、私どもも大きな喜びとしているところでございます。

それでは、武田委員から一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**武田委員** はじめまして。武田司と申します。

このたび大きな役割を仰せつかりまして大変緊張しておりますが、諸先輩方にいろいろ教わりながら、自分の特出している分野に関して少しでも貢献できるような形で、何か一つずつでも役に立っていければと思っております。忌憚なくご指導いただければうれしく思っておりますので、皆様、よろしくをお願いいたします。

**教育長** ありがとうございます。よろしくをお願いします。

---

#### ◎教育長職務代理者・教育委員会会議の議事進行を行う委員の指名

**教育長** 続きまして、教育長職務代理者を指名いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定において、教育長に事故があるときまたは教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとされております。

つきましては、關委員を教育長職務代理者として指名したいと思いますが、委員の皆さん、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。

それでは、關委員を教育長職務代理者として指名することとさせていただきます。

続きまして、教育委員会会議における議事進行を行う委員を指名したいと思います。

前回の3月臨時教育委員会会議におきまして松戸市教育委員会会議規則が改正され、議事の進行の一部を教育長が指名する委員に行わせることができることとなりました。つきましては、松戸市教育委員会会議規則第28条第2項の規定により、議事の進行を行う委員として關委員を指名したいと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。

それでは、会議の議事進行を關委員にお願いすることといたします。

なお、教育長職務代理者及び議事進行を行う委員の指定期間につきましては、關委員の教育委員としての任期が満了するまでとなりますので、念のため申し上げます。

それでは、教育長職務代理者の關委員より一言ご挨拶をお願いします。

**教育長職務代理者** 皆さん、こんにちは。3月31日で委員長を終わってほっとしているところです。長い間ご支援いただき、ありがとうございました。

ところで、先ほど教育長が啐啄について話をされました。内容はご説明のとおりですが、別の意味で、禅宗では、導師と修行者との呼吸がぴったり合うことだそうです。内側からひな鳥がつつくと、外側から親鳥がつつき、その呼吸がぴったり合うと殻が割れるわけでしょうけれども、この委員会もそうありたいと思います。新しい制度のもとで、教育長がこれからとても忙しくなると思います。その分我々委員会は、今までとは違った任務を負わされることとなります。重要なのは教育長の業務執行をチェックすることです。

啐啄に即したような教育長と教育委員会のバランスをとりながら、任務を果たしていきたいと思っています。何しろ新しい制度ですので、スタートが肝心です。落ちつくまでソフトランディングできるように、何とか任務を全うしたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

**教育長** ありがとうございました。

---

#### ◎議席の指定

**教育長** ここで議席の指定を行います。

松戸市教育委員会会議規則第7条の規定により、ただいま着席いただいている席を議席と



して指定いたします。ご承知おきください。

---

◎議案の提出

**教育長** それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案4件、報告2件となっております。

ここからの議事進行は、關教育長職務代理者にお願いします。よろしくお願いします。

---

◎議案第1号

**教育長職務代理者** それでは、議題に従って会議を進めさせていただきます。

初めに、議案第1号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明願います。

**保健体育課長** よろしくお願いいいたします。初めに、資料のほうですが、1点ミスがございまして差しかえさせていただきました。6ページでございます。6ページの④の所属のところが、本来、「松戸市薬剤師会」となっていなければいけないところを初めにお配りした資料は、「松戸市歯科医師会」となっております。差しかえさせていただきましたが、よろしいでしょうか。申しわけございませんでした。

それでは、議案第1号「松戸市教育功労者の表彰について」、ご説明いたします。

今回の表彰は、松戸市教育委員会表彰規則第2条第5号に該当するものでございます。対象となりますのは、次のページの推薦者名簿に記載のあるとおりでございます。平成27年3月をもって退任されました学校医の先生1名、学校歯科医の先生2名、学校薬剤師の先生1名、計4名の先生方でございます。それぞれの先生方のご経歴につきましては、次ページ以降の議案第1号資料の推薦調書、こちらのほうに記載のとおりでございます。ごらんください。

それぞれの先生方は、長い年月にわたりまして児童・生徒の健康の保持・増進、そして学校保健の推進のためにご尽力いただきました。このことに対しまして感謝の意を表すためにご提案申し上げる次第でございます。

ご審議のほどどうぞよろしくお願いいいたします。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

議案第1号につきましては、ただいまご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

**松田委員** 長年ご苦勞いただいた皆様方に感謝状を贈呈するということについては、私は何の異論もございません。それに係って、資料について少しくわしくご説明をいただきたいと思っております。

まず、調書に、表彰状・感謝状のどちらを差し上げるのか記されていませんので、ご説明いただきたいと思っております。

それから学校医、学校薬剤師、学校歯科医師なんですけれども、この方々の身分はどのような形になるのか、法的な根拠を含めてご説明いただきたいと思っております。つまり適用項目が第2条の5号となっていますので、これに該当するという根拠を示していただきたいと、こういうことでございますのでよろしく願いいたします。

**保健体育課長** まず表彰状・感謝状のどちらをとということでしたので、そちらのほうをお答え申し上げます。右のほうに四角が見えなくて申しわけございませんでした。感謝状を今回4名の先生方にお贈りする次第でございます。よろしく願いいたします。

**松田委員** 学校関係者の表彰のときには表彰状・感謝状、どちらかに丸がついていまして、規定でも表彰状または感謝状、どちらかを差し上げるというような形で示されておりました。今回ののは、その取り扱いと違っているもので、これは何か意味があるのかなと感じたわけです。

**保健体育課長** わかりにくくて申しわけございませんでした。感謝状ということで、表記の仕方につきましては統一性を図っていきたくて思っております。

それから先生方のご身分ということですが、私のほうで確認できるのは、この先生方は実は学校歯科医師会、医師会、それから薬剤師会のほうからご推薦をいただきまして、こちらのほうからご推薦いただいた方に対して委嘱するという形でお願いしております。ですので、身分についてはそういうふうなご理解をいただければありがたいかなと思っております。

**松田委員** 今回、表彰規程の第2条の第5号で挙げられましたが、学校医は非常勤の嘱託員に属するので地方公務員法の3条3項3号に該当するのではないかと考えています。その認識が違っていたらご指摘いただきたいのですが、表彰規程第2条第5号は委員や審議会に在職という地方公務員法の3条3項2号に適用されるのではないかと考えています。ですので該当する号が違うのではないかと考えていますが、その辺、確認をお願いできればと思うんですが。

**保健体育課長** 今、即答できなくて申しわけございません。確認をさせていただきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

**松田委員** 結構です。私の考えとしては、規則の第2条5号での表彰ということになった提案でしたが、6号に該当するのではないかと、あるいは例えば学校要覧などを見せていただきますと、学校職員の欄に学校医が書かれているようなところもございまして、学校医等も学校職員であり、もし学校職員として扱うのであれば第2条1号に該当してくるのかもしれないと思ったりしていますので、この辺もう一回説明をいただければありがたいなと思います。

**保健体育課長** 調べましてご説明さしあげたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**教育長職務代理者** そうですね。伝統的にこの身分については教員の方が多かったわけですが、校医先生や薬剤師先生、歯科医師先生の方を、かなり表彰してきました。大体2条5号を根拠条文にしてきたような気がします。それがもし正確に読むと違うというのであれば、今後、そのところは訂正するというところで、事務局で検討することではいかがでしょうか。

**松田委員** それで結構です。長年ずっとこれで来ていることは私も承知していますので、改めて確認をしてみたら私自身も判然としないところが残りましたものですから、それで解釈をお願いしたいなと思いました。

**教育長職務代理者** そうですね。嘱託医というその呼称、あるいは委嘱とおっしゃったその委嘱等が地方公務員法や表彰規程の規定のどこに該当するかということ、もう一度確認することによろしいですね。

**松田委員** はい。よろしくをお願いします。

**山田委員** この機会に教えていただければと思います。現場の様子をお聞きしたいんですけども、校医の先生それから学校歯科医の先生は、多分、市場先生もやっていたらと思うんですけども、健診で定期的にお世話になっていると思います。本当に長年にわたってずっとお世話をいただいたということに感謝申し上げたいと思いますし、その薬剤師の先生も含めて表彰については全く異論はないところでございます。

薬剤師の先生のご協力をいただく場面というのが、日常ですと私は余り感じていなかったものですから、改めてこの機会に、どんな形で薬剤師の先生にご指導いただいたかを、教えていただければと思います。お願いします。

**保健体育課長** 本当に三師会の先生方にはいつもお世話になっておるんですが、薬剤師の先生方につきましては、主に学校環境衛生基準というのが法令で定められております。まずプール水検査、プールの残留塩素濃度というのがあります。これが低いと大腸菌が発生してしまうとかそういう検査がございまして。

それから同じく水関係で飲料水検査、これについてもやっていただいでご助言をいただく、例えば条件つきで利用するのが可ですよとか、大抵どの学校も可とは出るんですが、それから照度検査、教室の中というのは蛍光灯もつけるんですけども、外光も使って子供たちは机の文字とかを読んでいきますので、それで子供たちの目にふさわしい照度があるかないかということも検査をしていただいでおります。

それから冬場に室内ストーブを焚いております。もうじきエアコンになるんですけども、ストーブを焚きますと当然二酸化炭素濃度が高まってきますので、その二酸化炭素の濃度なんかも調べていただきまして、この学校のある教室は、ちょっと二酸化炭素濃度が高いですから、窓を頻繁にあげ閉めして外気を入れてください、そのようなご指導もいただいでおります。

あとは給食室の設備、熱風保管庫といいまして食器を乾かす機械なんかも調べていただいでしております。主に環境衛生基準というのが、きちっと学校で守られているかどうかというものに視点を当てていただいで、このような環境面を調べていただいでしております。

以上でございます。

**山田委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** 我々はそういうことを聞く機会がなかったものですから、よくわかりました。

山田委員、それで納得ですね。

**山田委員** はい。

**教育長職務代理者** ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、質疑及び討論は終結し、採決したいと思います。

議案第1号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第1号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第2号

**教育長職務代理者** 次に、議案第2号「松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

**教育施設課長** 議案第2号「松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定委員の委嘱について」、ご説明申し上げます。

さきの教育委員会会議においてご審議いただき、その後に設置いたしました松戸市小中学校空調設備整備PFI事業者選定委員の委員構成に本市の職員があり、充て職となっております総合政策部長が榎島直樹から高橋正剛に変更となりますことから委員の変更を提案するものでございます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

議案第2号につきましては、ただいまご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

**松田委員** 質問をさせていただきます。充て職のために変更になるということですが、この場合、解任に当たってはどのような手続をされるのでしょうか。

**教育施設課専門監** 特段解任の手続というのはとっていないのが正直なところでございまして、しかるべき事務手続が必要と考えております。

以上でございます。

**松田委員** つまり心配したのは、委嘱をした時点で期限が決められておりますから、手続をしない限り、期限内はそれが生きていることになるわけです。そうすると新しい人が職充てで就任した場合に人数を超過してしまうのではないかという心配があります。あるいはまた、この種の委員というのは当然ながら履歴書等にも書かれますので、その際にどのような期間、実績になっていくのか、その辺を知りたかったものですから質問させていただきました。

**教育施設課長** 旧榎島委員については、定年退職を迎えるということで準備をしておりましたので、ところが、特別再任用という形で残ったものですので、今後は、しかるべき手続を行うというものでございます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 松田委員のご指摘は、これもまた今回新たに出てきた質問ですね。今まで何で質問してくれなかったんですかと言いたいぐらいですね。

**松田委員** 申しわけありません。教育委員の役割も少し変わりましたので、ここで質問をさせていただきます。

**教育長職務代理者** 厳格に言うと松田委員の言う通りです。そこのところを、事実上慣行として理解してきました。しかし、ご指摘されたことを考えると、事務手続上もそこのところは、

引き継ぎを必ずやっているのかどうかということと関連するわけです。したがって委員の任を解く、逆に任につく場合には任ずるといったようなことが手続上必要なんでしょうが、そのところは恐らく慣行でやってきたと思われま。しかし、教育委員会としては、そのところを今後はしっかりやっつけていこうということですね。

**教育施設課長** もう少しだけ。条例の中には充て職というふうには書かれておりません。説明の中で総合政策部長を充てるということにしておりますが、書いていない以上は、きちんとした形で委員をやめていただくというような手続が必要であると判断してま。市の職員を充てるのは条例に書いてあるので、市の職員でなくなれば自動的に委員ではなくなりますけれども、今後のケースについての手続を検討いたします。

**教育長職務代理者** お願いします。

**松田委員** 実はこれは議案3号に関しても同じようなことが言えるものですから、この辺きちんとしていきたいなというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひま。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございまるか。

それでは、議案第2号につきましては、質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第2号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第2号は原案どおり決定しました。

---

### ◎議案第3号

**教育長職務代理者** 次に、議案第3号「松戸市図書館整備計画審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

この議題については当事者がおられますので、利害関係人である生涯学習部長には退席をお願いしましう。

(生涯学習部長退室)

**教育長職務代理者** それでは、ご説明願ひま。

**社会教育課長** それでは、議案第3号「松戸市図書館整備計画審議会委員の委嘱について」、ご説明させていただきます。

松戸市図書館整備計画審議会条例第4条の規定により、生涯学習部長の鈴木三津代部長を、

松戸市図書館整備計画審議会委員に委嘱するものでございます。

提案理由につきましては、条例第4条1項3号に規定されております本市の職員の人事異動に伴い、新たに委員を委嘱するためでございます。なお、任期は条例第5条1項の規定により前任者の残任期間となることから、本日お認めいただければでございますが、平成27年4月2日から平成28年5月31日までとなります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第3号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

先ほどの松田委員のご指摘を踏まえた上で質疑及び討論を行いたいと思います。このケースがまさにそれに該当するわけですね。

**山田委員** そのお話をこれから事務局で検討して結論を出していただければいいと思うんですけども、市の職員の人事異動の日付をもって、何らかの文書的な手続をもって解任とするのか、その日付なんですけれども、今日付をもって変えていくのかというようなところも関係してくると思うんですけども、本市の職員であられる以上は、これは私の意見なんですけど、多分この文書の議案の中で、さっき松田委員の意見を聞きながら考えてみると、次の本文の議案3号でいくと、「第4条の規定に基づき、次の者を松戸市図書館整備計画審議会委員に委嘱する」、次の者を委嘱する、なぜ委嘱するかという前提が、ここにある根拠を書くことによってここでもって文書的な扱いを処理するほうがきれいじゃないかなと。というのは、何かほかの場面で解職の発令を教育長がするということのほうが、事務的な根拠が別個に出てきちゃうような気がして、いずれにしても役職に基づいて変えていくもので、教育委員会のこの開催日をもって変えるのであれば、前任のもしかしたら部署が変わって全然別の部署に移ったとしても、やっぱり形式上はこの時点でこの瞬間に入れかえるほうが適切なような気はします。これはまさに市役所の中でルールにのっとってやっていただければいいと思うんですけど、そんな気がいたしましたので意見として、先ほどの続きですみません。

それとあと10ページの一番下の行は、「日」が抜けているんですね。細かいところですが、以上です。人選についてはもとより意見はございません。よろしく申し上げます。

**教育長職務代理者** そうですね。そのように解釈するというやり方も一つのやり方です。

**山田委員** 解釈の根拠をここに書くということです。議案中で明確にするというのが人事異動に基づきなんですけどね。

**教育長職務代理者** これは極めて形式的なことです。したがって市の委嘱人事や委員の委嘱人

事等で、あるいは解任ということを含めて、あるいはそのまま充て職で持ってくるということも含めて、どういうふうな手続でやっているかということを確認してください。それに従ってやりましょう。今まで我々はこれを慣行でやってきました。何か問題があったかというとなんとも問題なかったような気がします。でも、今後問題があつてからでは遅いので確認しておく必要がある。そういう意味ではっきりしましょう。

先ほど言いましたけれども、1年ぐらい委員の任期を務められて退職される、あるいは異動される、そうするとこの1年間委員として審議会等で議論されたところの知識やノウハウは、後任の人に事務引き継ぎをしていただくことが必要ですよ。それをしないでいると新たに委員になった人が、また最初から意見交換をしなければいけない。その煩雑さや不合理を避けるためには、そここのところの身分関係をはっきりさせて事務引き継ぎをしっかりとやってくださいという注意喚起にはなりますよね。そういう効果は出てくると思います。したがって事務局で確認していただくということで。

**山田委員** 教育委員会だけじゃないですもんね。

**教育長職務代理者** そうです。

**松田委員** 市全体ですからね。

**教育長職務代理者** ということでよろしいですか。

**山田委員** はい。

**教育長職務代理者** ほかに議案第3号につきまして何かご意見ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、これで議案第3号についての質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第3号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第3号は原案どおり決定することに決定いたしました。

どうぞ、鈴木生涯学習部長を入室させてください。

(生涯学習部長入室)

**教育長職務代理者** 生涯学習部長、議案第3号は原案どおり決定いたしました。

---

◎議案第4号



**教育長職務代理者** それでは、次に、議案第4号です。「新設小学校の学校名について」を議題といたします。

ご説明願います。

**教育企画課専門監** よろしくお願いたします。議案第4号につきましては新設小学校の学校名ということで、松戸市東部地区新設小学校学校名検討会議におきまして、12ページの別紙のとおり4校に選定されましたところでございます。

それでは、ご説明いたします。学校名につきましては、昨年の12月の定例教育委員会会議におきまして、学校名決定までの流れをご説明させていただきました。学校名につきましては広く公募を行い、応募の中からこの松戸市東部地区新設小学校学校名検討会議において5点程度に選定し、4月の定例教育委員会会議にて1点に決定していただきました後に、新設小学校の設置条例案、正式には松戸市立小学校設置条例の一部を改正する条例案というものでございますが、こちらのほうを6月定例市議会に提案しまして、その議決をもって学校名の最終決定ということでございました。

募集につきましては、平成27年2月16日月曜日から3月2日月曜日まで、市内在住・在勤・在学または本市にゆかりのある方を対象に、広報まつど及び教育委員会のホームページを通じて行いました。募集結果はお配りしました資料の表紙をごらんください。応募総数59件、内訳は記載のとおりでございます。なお学校名としましては39校という結果でございました。資料は学校名検討会議に配付しました資料と同じものでありまして、応募のあった学校名全てとその理由になります。この結果をもとにしまして3月20日金曜日、松戸市東部地区新設小学校学校名検討会議において協議され、関台小学校、紙敷小学校、東松戸小学校、ゆいの花小学校の4校に選定されたところでございます。

それでは、それぞれの学校名の選定理由を申し上げます。関台小学校につきましては、まず一番応募が多かった。古くからの小字は大切にしたい。これを機会に関台という地名を知ってもらい残していきたい。子供にも漢字が書きやすいし読みやすい。仮称で呼びなれているということでした。

紙敷小学校につきましては、住所が紙敷である。地元の方には紙敷という地名が昔から親しまれている。

次の東松戸小学校につきましては、松戸市全体から見ると東松戸という地名で学校の位置がわかるということです。

ゆいの花小学校につきましては、明るいイメージがある。子供たちも喜ぶ名前であるとい

うことでもございました。

なお、選定の理由ではございませんが、中には紙敷については、略したときに「カミショウ」となり上本郷小と紛らわしくなる。また、漢字で書くと難しいという意見もありました。また、検討会議の意見でございますけれども、4校に選定したときの得票数につきましては、あらわさずに全て平等に提案していただきたいということでもございました。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

議案第4号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

**山田委員** 確認ですけれども、今日ここで決めるんですね。

**教育長職務代理者** 委員会として決めることになります。

**山田委員** 委員会として絞るわけですよね。決めるというか1つに絞るんですね。

**教育長職務代理者** 手続的にはそれでよろしいですね。

**教育企画課専門監** はい。

**教育長職務代理者** 最終決定は議会がすることになりますか。

**教育企画課専門監** 6月の定例会のほうに提案しまして、それで設置条例という形で学校名が決まります。

**教育長職務代理者** ということです。

**市場委員** 関台という地名を残したいというお話がありました。関台は小字で、今、通常の住所表記では使われていないということなんですけれども、市内小・中学校でそういう小字を使っている学校というのは他にあるんでしょうか。

**教育企画課専門監** 市内の小・中、高校も含めまして小字というものではないです。まず地名ですね。例えば小金とか、あとはまた、それプラス多いのは南とか、そういったものはございますが、小字というのはいないです。

**市場委員** 小金というのは。

**山田委員** 大字。

**市場委員** 大字ですよね。恐らく普通は大体、大字でついているものが多いですよね。

**教育企画課専門監** 申しわけございません。相模台が1個だけ小字ということでした。

**山田委員** あそこは岩瀬字相模台ですか。

**教育企画課専門監** そうです。

**山田委員** あそこはみんな国有地だから余りあれなんですよ。住所になっている人も余りいないので。

**教育企画課専門監** 申しわけございませんでした。あと貝の花も1つあります。貝の花小学校も。

**山田委員** 貝の花は小字ですか。

**教育企画課専門監** 小字です。

**山田委員** 大字はどこですか。

**教育長職務代理者** 山田委員は土地登記のことを専門にやっておられますから、そういう意味では正確を期しているわけですね。

**山田委員** これをこれから検討すると非常に責任が重いというか、重大だと思っております。地元の方の思いが当然ありますし、それから子供たちの立場、それから運営上の不具合のないように、こんなことを考えていったときに、先ほどまずそれが、小字がほかにあるのかどうかとかといったことから整理する必要があるなと思いながら、貝の花とおっしゃるとおり、貝の花も区画整理は貝の花区画整理事業というのがたしかあって、地区とすると同じように貝の花というのは使っていたと思うんですが、小字で言うと大字何々の字貝の花だったですかね。それとももう今は残っていない地名ですかね。

**教育企画課専門監** 貝の花につきましては、所在地につきましては今は小金原ということになりますので、小金原、八ヶ崎、そのあたりに……

**山田委員** じゃ、もとの栗ヶ沢か。

**教育企画課専門監** そうです。栗ヶ沢もあのあたりです。

**山田委員** だからそうとなると今回恐らく関台というのは、関台の区画整理事業になっていますけれども、住所とするとあの辺は東松戸に変わってきちちゃっているのです。

**教育企画課専門監** 紙敷です。

**山田委員** あっ、紙敷。紙敷で、ここは紙敷何丁目ですか。

**教育企画課専門監** 一丁目です。

**山田委員** 紙敷一丁目。ここは紙敷一丁目なんですよ。関台という名前が今後残るかということ、恐らく住所とすると地名としても余り残らないかもしれませんというのが、関台の背景だということ整理できるかもしれません。そうすると貝の花に近いですね。ケースとすると、貝の花小学校が残っていて、貝の花という地名自体はもう使っていないんじゃないかと思えますので、小金原何丁目とか別の名前になっちゃっている。

**武田委員** 同じ意味合いからいくと、私は割と近くに住んでおりますが、15年前に秋山に引っ越しまして紙敷とか東松戸、そのあたりの地名というのは知っているんです。あの辺がなぜ小学校を増設するかというのは、要は人口がすごく増えて、新規に入られた方が物すごく多いのでつくられる小学校なので、そこにつく名前として旧地名に当たるものがふさわしいかどうか。実は私も関台という名前を初めて聞きまして、あっ、そういう地名なんだという感じでした。今のご説明を聞いていて、旧地名からとることもあるんだという、割と改まった認識だったんです。それが果たして土着したイメージとかその地域をイメージできるかというところ、正直私はこれ4つ並んでいた中で関台だけわからなかったんです。なので本当に地元意識というところをどういうふうに酌むべきなのか、あるいは新しく入られた方の気持ちをどう思うべきなのかというところが、すごく大事なかなというふうに思いました。

**教育長** 2件ずつが3つあって、サクラという小学校と東部第二という小学校とゆいの花というの中で、この1つだけゆいの花というのがこの4つの候補の中に残っているその背景というのが、もし何かあれば聞きたいんですけども。

**教育企画課専門監** 実際に検討会議の中で9名の委員さん方がいらっしゃったんですけども、その中で挙がったのがこのゆいの花ということで、理由としましてはゆいの花公園の意味合いから来ているというふうに考えております。特にその中でどれという形で皆様が話し合われたものではありません。

**教育長** ありがとうございます。

**松田委員** 関台、紙敷、東松戸は地域名からとったと推察できます。ゆいの花については、私もちょっと調べてみたら栃木県の宇都宮にゆいの杜という町名というか、宇都宮市ゆいの杜一丁目、二丁目というそういう地域があります。それで松戸のほうでも東松戸ゆいの花公園というようなことで、学校としては地域と連携を図っていかなければいけないというそういう課題を踏まえると、この結ぶというようなことを平仮名に直した、ゆいというようなものは、行政的にも認められているし、割合受け入れやすい名前なのかなとは感じました。

ただし、花という語をストレートに学校名として用いるのは非常に難しいなと感じます。というのは、花は枯れるんです。もちろん造花ならば別です。公園であれば、その季節ごとに花を中心にして地域を結びつけるというような考え方ができますが、学校として花を中心に地域を結びつけるということになってくると、これは学校経営の方針にまで及んでしまいます。2つの理由から、花を使うというのはなかなか難しい問題があるなというようなことを実は感じました。

私としてはゆいの花というのが非常に心地よく響いたんですけれども、その辺は、ゆいという言葉は認められる言葉なんですけれども、花というところにちょっと疑問を感じてしまうというのが正直なところなんです。すると地域の名称を含んだ中のいずれかということになるだろうと、そんな感想を持ちました。

**教育長職務代理人** ありがとうございます。

そうなんです。上の3つは地名に基づくものです。最後だけが公園の名前をとっており、それと関連した名称にしようということです。山田委員が最初から難しいとおっしゃるから、余計難しくなっているんですけれども、考えられるのは、これからこの学校は校歌をつくると思います。校歌をつくる時に、その校歌の中に何を入れるかです。それをイメージしてください。

どこの小学校も、大体そこの地にふさわしい自然やあるいは空気というものを入れた校歌をつくっていると思います。作詞家をお願いするときも現場を見て、それでどういうふうな校歌にするかということを、恐らくお願いしていると思います。そのときに我々は一体どういうイメージを頭の中に描いて、この新しい小学校の名前を考えたらいいかということを、ちょっと意識しています。

もう一つあえて言いますと、我々がここで議論する一つの大きな仕事に学区があります。学区審議会にいろいろな形でお願いしています。学区審議会の委員の人たちというのは、大体その地元をよく知っている人です。さっき武田委員は、東松戸地区は新しい人もたくさん入ってきていると、指摘されました。したがってその人たちの気持ちも大事にしたい、それも確かです。学区審議会にかけたときに、地元の人たちは子供たちに何を託すかということを考えてみると、やっぱり地名もこだわるような気がします。したがってゆいの花というのは、花というのは松田委員は軽いとおっしゃったけれども、イメージとしては明るくて、いいことはいいんですよ。それも魅力あるんですが、もろもろ考えた場合その辺は、やっぱり地名に気持ちとしては傾いてくるような気がしますね。どんなものでしょうか。

**松田委員** この理由の中に、ゆいの花公園が近くにあるということなんですが、あれは正式には東松戸ゆいの花公園だと思いましたが、どうでしょうか。東松戸というのがたしかついていたと思うんですけれども。

**教育企画課専門監** そうです。東松戸です。

**松田委員** 東松戸ゆいの花なんですよね。そう考えると、地域名を含むというのは外せないというのが私の考えです。ゆいも良く、正直残念なだけども、地域名は外せないと思いま

す。

**教育長職務代理者** そうですね。消去法でいくとそういうことになります。

**市場委員** 確認ですけれども、紙敷地区は全体がこの学区になるんですか。紙敷の住所の方はこの学区に全員になる。

**教育企画課専門監** ほとんど紙敷という住所と、あと東松戸駅周辺が東松戸というふうに地名が変わっておりますので、大体紙敷、東松戸というのが多いです。

**市場委員** 要するに紙敷の人たちは全員ここ。

**教育企画課専門監** 全てではないです。

**市場委員** 全てではない。

**山田委員** あの辺は広く紙敷なんですよね。東松戸から秋山に向かってずっと紙敷で、だから私の紙敷のイメージは、どちらかという県道ですか、今走っている道路より西側が紙敷の本体のようなイメージがあるんです。ただ、あそこは東松戸何丁目にもう変わってきているので、どこを指して紙敷か、紙敷何丁目に残るのは東側のこっちの学校のほうなんです、どちらかという。だけど、駅の周りのマンション群は恐らく東松戸何丁目ですよ、あそこは。一丁目だとか三丁目とかが。紙敷というのはもっとゆいの花公園の周辺から東になるんですよ。

**教育企画課専門監** そうです。

**山田委員** ですので土地を指すイメージが、これからはあそこが紙敷何丁目なんだったら、まさに紙敷の土地にあるのがこの小学校かなということを、今お話を聞きながら思いました。

あとこれは松田先生とか伊藤教育長にもお聞きしたいんですが、紙敷のシキという字は難しい字です。これを小学生が使う上では、こういうことは指導する上では、何年生で習う漢字か知りませんが、難しい漢字をどうせなら一回に覚えちゃって、そのほうがいやという意見もあるかもしれませんが、これはどんなものですか。特にその辺というのは余りにしないでいいものではないでしょうか。

**教育長** 私は、校名ですから余りその辺は強くは意識しないと思います。

**松田委員** それは固有名詞なので、何年生で習う漢字であるとかということについては、気にしなくてもいいのではないかと思います。

**教育長職務代理者** 決定打はありますか、ありませんか。つまり地名を重視するならば、上の3つに絞られてきました。そうするとどの地名を校名に残すのがいいか、それが後々までに子供たちにとっても、子供たちの保護者にとっても、あるいは学校にとってもいいかという

ことですね。いかがでしょうか。時間はたっぷりありますが、ある程度で結論を出さないと  
いけません。

**山田委員** 松戸というのがつく学校というのは、新松戸絡みが幾つもありますかね。

**教育長** 幾つもないですけども、新松戸南・西。

**山田委員** 南と西。

**教育長** それから新松戸南中。

**山田委員** あれは新松戸という駅が松戸の一つの核として非常に地域をイメージしやすいので、その西・南というのは非常にわかりやすい。東松戸駅の周辺は学区が、今度は基本的には今度新しい小学校になるので、東松戸という駅があって一つの乗りかえ駅でターミナルですから非常にわかりやすいということは、私はこの4つを並べたときにまず真っ先に思いました。これからの人にとっては東松戸というのがわかりやすいかなというふうなことを感じました。ほかに松戸と使っているところもありますし、新松戸の西・南もありますし、東松戸というのは、あっておかしくはないなということを感じてはおります。

紙敷というのもまだ地名でも今後も残り、紙敷という名前に愛着のある周辺の方はたくさんいるのも確かだろうということと、私は今1つそこら辺が考えどころかなというふうなことを、途中の感覚的な意見で申しわけありませんが、思っております。

**武田委員** 秋山の住人なので、すごく地元の感覚で言うと、「あそこに新しい小学校ができるんだってと聞くと、ああ、紙敷ね」と言うんですよ、皆さんがなぜか。なので今、松田委員と伊藤教育長の話を知ると、先生のお立場からして紙敷という字を生徒が書く事に対してやぶさかでないということであれば、すごくナチュラルに響くのは紙敷のような気がするの  
は事実です。新旧という意味で、先ほど私が言ったこととはもしかしたら逆行するんですけども、東松戸という駅は、乗りかえ駅でもあるので割と名前は広く知られているけれども、ただ、昔から住んでいる方と新しく入られた方の折り合いということを見ると、どちらの立場からも納得がいくという意味では紙敷というのもあるのかなという気も、中道ですけども、いかがでしょうか。

**教育長** 難しいですね。

**教育長職務代理者** 難しい。

**教育長** この提案、議題につきましては、私も教育長という立場を外して意見を、言うべきかなというふうに思っていて、新松戸北中と小金中を合わせるときに私が書いた案では、いろいろな意見を集めて新しい学校の名前をとというふうなことがありましたが、なぜか市教委で

は小金中と決まってきたので、ああ、名前を1つ決めるというのはいろいろな要素が絡むんだなという、以前のそういう思いもあって、こうして1つの学校の名前を決めるというのは物すごく大きいことで、そういう場なのできょうはこの件については自分個人としてというか、委員じゃないですけども、考えはきちんと言おうかなというふうに思っていました。

東松戸というまず名前については、個人的な感覚で言うと少し大きいかなという気がします。東松戸小というふうなものを例えば採用したとすると、じゃ、東松戸中学校というのはどこにできるのかとか、そういうふうなくらい管轄がすごく広いイメージを東松戸という名前からは受けてしまう。

この検討委員会の方々の母体というか、委員の皆さんの地元の方々が多いお考えで関台という名前が多いというこの結果につきましては、確かに紙敷という名前の票数も多いんですが、東部地区の人たちにとっては紙敷というのは、必ずしも東部全体を受けてはいないのかなと思いました。11人に対して5なので、もう少し拮抗するかなと思ったんですけども、ということは、東部の人たちにとっても関台という名前のほうが、今度の学校はそういう新旧のバランスをとるとか地域の感覚のバランスをとるとかで、その辺に落ちつきを求めているのかなという気はしました。

一個一個そうやってそれぞれの提案の思いを確認しながら私としては、最終的にはどれか1つに決めなきゃいけないんですけども、一応、校名を決める上では、そうやって検討委員会の人たちの意思をおもんばかるしかないんですけども、確認しながら皆さんの意見を聞いてというふうに、今のところはそういうふうに思っています。

**教育長職務代理者** いつもの教育長の割には歯切れが悪いですね。仕方がないですよ、これは。だけど、教育委員会としては、結論を出して議会にこれを意見として出さなければいけない。いかがでしょうか。もう大体意見は出尽くしましたか。それともまだでしょうか。

**市場委員** さっき伊藤教育長から、東松戸というくくりだとかなりイメージとして大きくなると、関台というイメージは余り僕はよくわからないんですけども、関台というイメージはもっと限定されるわけですか。

**教育長** そうです。

**山田委員** まさにあの学校の周囲が関台なんですよね。だから区画整理図表も紙敷の区画整理と関台の区画整理は別ですから、秋山の区画整理はまた別にやっているのだからエリア的には、かなり横に広い中の結構関台は端のというか、八柱霊園の裏の。

**松田委員** そういった意味では関台小学校という名称は、地域が限定されてしまう気がします。



学校というのは地域の皆様方にとってはそれ自体が大きい存在なのですけれども、それと同時にそこから文化が広がっていくという可能性もあるわけです。そうすると東松戸という地域で久々の新しい学校にあって、紙敷という地域のみはその学校の文化をとどめるというのは、少し残念な気もします。東松戸という新しいまちを、その学校を核としてつくり上げていくという意味合いからも、東松戸という大きい範囲の名前をつけていくというのが、私はそちらのほうを望みたいと思います。

**教育長** なるほど。

**教育長職務代理者** そういうお考えもあると。

**武田委員** 例えば目算としてこの新しい小学校ができたときに、学校の児童の人数はどのぐらいの規模になっていくのかなというのもあると思うんです。近隣でも大橋小学校なんかはすごく生徒数が少なくなってきて、柿ノ木台であるとか東部小はすごく生徒数が多いですね。近くでありながら結構偏りがあって、今、松田委員がおっしゃったみたいに、拡大していくイメージとか大きな扱いとしてというふうになっていくと、やはり学校の規模というものも学校名と多少連動されてくる部分があって、生徒数が少ないからといってないがしろにするわけではないんですけれども、これから恐らくは増えていくという中で、そういう大規模な学校になっていくのであろうという考え方で決めていくという方向性を、少しは加味してもいいのかなという気がしますが、どうでしょうか、その予測というか。

**教育企画課専門監** 今回この仮称関台小学校と言っているところでございますが、学区といたしましては東松戸駅周辺の子供たちが多くなってございます。今もかなり開けているところがございまして、まだまだこれから建物が建って人もふえていくのかなという予測は立てられます。当初の予定では500名程度でございますけれども、まだまだこれから発展はするのかなという推測もできます。

**教育長職務代理者** 職権で、皆さんに1個ずつ言っていたくのもいいです。あるいは言わなくても結構です。ここでさっき消去法と言いました。ゆいの花は一応考慮外ということでよろしいですね。そうすると地名を大事にしましょう。3校になりました。この中で消去法でいくとどこかが、やはりふさわしくないというか、2校なら2校に絞るというふうな可能性はありますか。そこまでは決められますか。

**教育長** そういうふうなゆいの花を外して3校に絞ってまた議論となると、ゆいの花ということとを4校の中に入れた検討会議の人たちの思いを受けているのは、私は東松戸かなと思うんです。新しいまちづくりでゆいの花を選んだ人たちは、あそこでやっている地域のお祭りの、

最近すごく拡大していい雰囲気、そういうあのまちの将来性というものを、すごく託した名前として多分入れたのかなという思いはあります。そういう思いを含むとすると、そういう考えを受けているのは東松戸かなと、そういうふうに考えた上で3つを比べるのかなというふうに、今聞きながら思いました。

**教育長職務代理者** なるほど。そうすると2プラス4で6件ということになりますね。

**教育長** それは私の感覚です。

**教育長職務代理者** それはとてもいい提案ですから、仮に2校に絞るとすると、そうするとどういうふうになるかということ、東松戸もいい名称だなというふうに私は今受けとめました。

10年後、20年後、30年後にその学校の子供たちだった人が、大人になってこの議事録を見るかもしれません。教育委員会としてはこれだけ苦労して名づけ親になったということを知っていただくと同時に、ああ、やっぱりこの名前でもよかったなというふうに思ってもらいたいわけです。そうすると1校に絞るのが仮に難しいとすれば、選択肢としては、2校を挙げてもらって議会にお預けしますという手もあるんです。教育委員会はだらしがないじゃないか、何で1校に絞れないんだと言われても構わない。それくらい皆さん校名についての思い入れがあるわけですよ。

**教育長** では、新教育長としてのスタンスとしては東松戸かなと思います。これはなぜかというと、市全体のこれからの発展性とか、今の市長さんが考えている今後の市のいろいろなプランとしては、東松戸の活性化というのは欠かせないですから、そういう意味では新しい小学校に東松戸という名前をつけるということは、大きい意味があるのかなというふうに思います。

**教育長職務代理者** 教育長は、きょうから委員ではなくて教育長として参加しています。我々委員はそれぞれ主張していいです。

**山田委員** そうおっしゃっていただくと、非常にそれを補強する意見になってしまって、言ってくれるのを待っていたようです。いなと我ながら思うんですけども、これは感覚の差は全然あると思います。新しい方は全くそんなことは思わないでしょうが、紙敷という名が重たいんです、すごく。これは余り申し上げようが難しいんですけども、すごく松戸市それから紙敷地区の方々が、すごく苦労して苦労して今日に至っている、本当に重いんです。だからそこにプラスのイメージばかりじゃないものがあるものですから、どうも紙敷というのがエリア的にちょうどいいなと思いつつながら推せない理由の一つがそれです。

そういったところでいくと東松戸というのは、少し未来に向いている感じが感じられる感

覚的なものがあるし、駅名でありますから非常に地名を新しい方でも想像しやすいという意味では、推せるなと思っています。関台はちょっとエリアが狭いのと、なかなかその小字を小学校の名称で残すことの意味合いというものが、もうちょっと時代が変わるとわからなくなってしまったときに、何で関台なんだろうかと思われるかもしれない。地域の方には本当に申しわけないんですけども、一番意見も多かったんですけども、そういう意味で少し脇に置いて、その中でいくと、どうもちょっと明るいイメージの東松戸というのが私の意見です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

**武田委員** 本当におっしゃるとおりで、今の山田委員がおっしゃったように紙敷というイメージはあるんですよね。新設校で東松戸が新しく発展していくということを考えると、本当に未来志向というか前に向いた感覚に感じるのは東松戸かなというのは、正直否めない。

**教育長職務代理者** 芸術家としていかがでしょうか。

**武田委員** 芸術家としてはちょっとわからないんですけども、すごく逆戻しの言い方で申しわけないんですけども、忘れ去られるものに対する刹那みたいなのがあって、関台ってすてきだなと思うんです、実は。響きですよ。だけれども、一般的なことがやっぱり大事だと思うので、私はこの響きとても好きで、どのあたりまで言うのかなとちょっと気になったりして、調べたら隣に関台公園というのがあるんです。だから、へー、こんなところにこんな地名があったんだなんて思って地図を見ていたりもしたので、響きもきれいだし。忘れ去られるものにとっておくという感覚も素敵だなとは思う。けれど、そんなことを言っちゃうと逆行しちゃいますよね。

**教育長職務代理者** とんでもない。それを聞いたかったです。ありがとうございます。

**市場委員** 地名を残すというのは、文化の継承の一環だとは思いますが。もちろんそれは思うんですけども、またついちゃうところ……

**教育長職務代理者** いや、いいです。ということで結局は。

**市場委員** 1個に絞れと言われると僕は難しいけれども、東松戸というのは確かに未来志向というのはあるけれども、今後同じようにあの地区にまた小学校ができる可能性というのはありますでしょうか。可能性があるかと言われたら難しいだろうけれども、新しい小学校ができたとなると東松戸第二になるのかとか、そういうことも考えなくはないんですけども、わからないとしか言いようがないかもしれませんけれども。

**教育企画課専門監** すみません、先のことはまだわからないです。

**松田委員** 私は先ほどから申し上げているとおり、ゆいの花というのはすごく好きなんですけれども、東松戸に落ちつくという気持ちでいます。というのは、ゆいの花にも東松戸ゆいの花と地名が付され、東松戸の人たちを花を中心として結びつけていこうという意味のある公園になっています。ゆいの花小学校という名称に賛成した方々もそのところに賛同して提唱しておられるのだらうと考えます。また、交通の要所になっており、今後、新しい地域という考え方でこの学校は発展していくのではないかなとも考えます。そうなってきますと、東松戸という交通の要所で新しい役割を担っていくイメージが非常についてくるのではないかなと思われ、東松戸を推薦いたします。

**教育長職務代理者** わかりました。そうするとこのシナリオがちゃんと生きます。

私も最終的には東松戸がいいかなと思います。理由はいっぱいあります。東松戸の駅の近くに市立病院をつくる計画がありました。市立病院は千駄堀のほうに建てることになりましたが、東松戸の病院予定地を、今度は新商業地区にしようというまちづくり計画があります。そういう意味では東松戸は、教育長がおっしゃったとおり、これからあそこを松戸の一つの何かの地区にしていこうと、武蔵野線をうまく使いながらあそこを発展する何かしようという思いがあり、そのシンボルの1つが小学校でもあるでしょう。そう考えると東松戸という名前をつけるというのも意味があるかなと思います。

実は僕のドイツの恩師が、東という字をおもしろく分解したんです。東という字、我々は当たり前前に東と書きますが、恩師は、東というのは、木の間からお日様が見えると言ったんです。分解しちゃうんです。木の間からお日様が見える、そういう字だねと、そう言ったんです。僕はそれで気づかされた。そうすると東松戸にそういう思いをかける、子供たちにもそういうものを期待する。松戸市民も、恐らくそれで納得してくれるかなと、そんな気がします。

本当は2案とも思っていたんですが、皆さんのご異議がなければ東松戸という校名が一番ふさわしいということでよろしゅうございますか。市場委員、それでよろしいですか。武田委員もそれでよろしいですか。

それでは、新設小学校の学校名として教育委員会としては、東松戸小学校に決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

**教育長** あとは部長に答弁をお願いします。

教育長職務代理者 議会で。

教育長 はい。

教育長職務代理者 議会で、我々の意見としては、そういう形で難渋しました。しかし、将来を考えて松戸市の総合政策の中での言葉の含みとしても、東松戸がいいのかなというふうにご答弁いただければと思います。

議案第4号は、以上にて終了します。

---

◎報告等

教育長職務代理者 次に、報告等です。

最初に2つのことを一緒にご説明いただきましょう。「松戸市史上巻（改訂版）の刊行について」と「館蔵資料展『シルクロードとガンダーラ』の開催について」を、あわせてご説明願います。

博物館次長 続けてご説明を通しでさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

松戸市史上巻（原始・古代・中世編）につきましては、昭和36年に一番最初のもので刊行されております。その後、昭和48年に再販されましたが、その後長らく絶版となっていたため改訂版の刊行が、本市の長年の懸案でございました。このたび準備期間を含めると十数年に及ぶ取り組みの結果、本年2月末に刊行作業が終了いたしました。4月1日より一般発売の運びとなった次第でございます。販売価格は3,000円で、博物館内のミュージアムショップで販売を開始したところでございます。本日は、参考にお手元のほうに市史のほうをお持ちさせていただきました。今、担当のほうで入れさせていただきますので。

教育長職務代理者 どちらのお手元かなと思いました。

博物館次長 1,000ページを超えるかなりボリュームのあるものができました。

教育長職務代理者 これで3,000円ですか。

博物館次長 はい。昭和36年当時のものについては5,500円なんですけど、ただ、そのころと刊行作業、編集作業の、今はコンピューターでできるようになりましたので大分経費が落ちたように聞いております。現物も見ていただければと思います。

教育長職務代理者 立派ですね。

博物館次長 見ながらお話を聞いていただければと思うんですが、内容につきましては原始・

古代・中世ということで、約3万年前の旧石器時代から約500年前の戦国時代までの松戸市域の人々の活動を、最新の歴史研究の成果に基づいて検証して、今回、改訂版を完成させたものでございます。先ほど申し上げたとおり内容につきましては、4色刷りで本編・付編合わせて1,056ページに及ぶボリュームになりました。ちなみに旧版のほうは676ページという内容でしたので、遺跡の数だとかそういうものについても約10倍ぐらいになっているというふうに聞いております。

なお、54年ぶりの今回改訂版の刊行ということになりましたので、学術的な研究活動はもとより学校教育や社会教育の分野など、より多くの皆様にご利用いただけるよう、市立図書館あるいは県立博物館あるいは県内の主要な博物館の蔵書に加えていただくほか、ホームページや広報等で積極的にPRしながら、また、学校や教育関係への情報提供、加えまして今年度博物館内で開催する学芸員の講演会のテーマを、刊行記念ということでふさわしい内容で、PR活動に取り組んでまいりたいというふうに考えている次第でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

**博物館次長** まだごらんいただいていますので、どうでしょうか。少し見ていただいたほうがよろしければ。

**教育長職務代理者** これは続けて下巻のほうも出るんですか。

**博物館次長** 今回取り組みましたのは上巻です。先ほど申し上げたとおり幸いまだ中巻、中巻というのが近世編なんですけれども、それから下巻が明治編と大正・昭和編と分かれておりまして、こちらのほうはまだ在庫がございますので今回の取り組みの対象にはしておりません。ただ、今後そういったものも含めまして改訂版を出すか出さないかということが、今度の市史編さんの新しい課題になってこようかと思っているんですが、何分今回だけでも準備期間を入れて十数年の歳月がかかっておりますので、そのための人の確保であったり経費の確保であったりということも含めまして、十分にご審議をいただいた中で取り組んでいかなきゃいけないかなということで、先般も市史編さん委員会を開催したんですが、その中で各委員さんからは、新年度以降の新しい課題としてそのあたりをどうするのかというお話が、ちょうどテーマとして出たところでございます。

**教育長職務代理者** こういう立派なものができるとうれしいですね。

**博物館次長** 以前の経過報告の中でも各委員さんのほうからも、せっかくいいものをつくるんで周知活動、PR活動に取り組んでくださいというご指摘も受けておりますので、そのあたりについては十分一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

幸い昨日から売り始めたんですが、びっくりするような数字じゃないんですけれども、ふだんと比べますと年間に数冊出るか出ないかというような専門的な書物なんですが、既に2冊売れましたので、関心が高い方たちにとっては待ちに待った今回の刊行であったのかなというふうには評価させていただいております。

**教育長職務代理者** 皆さん、よろしいですね。それとも何かご質問ありますか。

**博物館次長** 続きまして、資料展のほうのご説明をさせていただきます。

春の館蔵資料展ということで4月25日から6月7日の37日間、「シルクロードとガンダール展」を、企画展示室のほうで開催させていただきます。急造のチラシを用意してまいりましたのでお手元のほうに配らせていただきました。本番のものについては、カラー印刷でもう少し見やすいものをご用意させていただく予定であります。

内容につきましては、当館収蔵のシルクロード古代美術品とガンダール仏教美術品、約40点ほどになるかと思っておりますけれども、展示をさせていただきたいと考えております。なおこれらの資料につきましては、これまでも当館の特別展や館蔵資料展などで展示をいたしまして、約1万人を超える皆様にご観覧をいただいているほか、他の博物館・美術館の展覧会からもご要望があってそちらのほうでも展示するなど、大変ご好評いただいている資料でございます。なお観覧料は無料で今回皆様に見ていただこうと思っております。

あわせて、これについてはチラシができていなかったものですから、半罫紙1枚の簡単な説明資料を今配らせていただいたんですけれども、同時開催で「シルクロードとガンダール展」で、企画展示室がかなり広いんですが、全面使用しなくて済んだものですから使用しないスペースを有効活用しようということで、松戸市美術会、生涯学習推進課、それと博物館の協働事業といたしまして「第50回記念松戸市展選抜展」を、4月28日から5月24日の間に開催したいというふうに考えております。こちらについても観覧料は無料です。

なお、この「松戸市展選抜展」という美術展のことですけれども、実は松戸市美術会の「松戸市美術展覧会」が、今年度、第50回の記念の年を迎えるということで、それに合わせてこちらのほうで開催するということになりました。なお、本番の美術展ですけれども、6月9日から6月21日の間に松戸市文化ホールの市民ギャラリー、それと松戸伊勢丹のアートスポットまつどのほうで開催するということでございますので、あわせてご案内させていただきますと存じます。

いずれにいたしましても、博物館により多くのお客様に気軽に集まっただけのような新たな試みとして、こういった取り組みをさせていただきました。どうぞよろしく願います。

たします。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

本日の議題は、以上であります。

---

◎その他

**教育長職務代理者** その他に移ります。

何か報告はありますか。

**市民会館館長** 市民会館でございます。貴重なお時間を頂戴いたしまして、市民会館から2点のご報告をさせていただきたいと思っております。

お手元に資料をお配りしているかと思うんですが、1点目は、山崎直子さんの松戸市天空スーパーアドバイザー兼松戸市民会館名誉館長の再任についてでございます。

先月の3月27日、春休み天文教室「山崎直子宇宙飛行士と見るプラネタリウム」を開催いたしました。これは2013年に松戸市天空スーパーアドバイザー兼松戸市民会館名誉館長をお願いし、夏・冬・春休みのうち年に2回開催しているものでございます。任期が2年間で2015年3月末で任期が切れますことから、当日2017年3月31日まで再任をお願いし、市長より委嘱状を交付いたしました。主な業務は、年2回の宇宙・天文・科学分野に関する講演、また、プラネタリウムの企画等に係る助言、プラネタリウム番組のパンフレット及びホームページにメッセージの掲載などでございます。

2点目は、今月20日の「まつど宇宙と科学の日」の催し物についてでございますが、2013年、2014年につきましては、土曜日、日曜日であり山崎直子さんの特別講演を開催させていただきましたが、ことしは月曜日となりますのでパネルの展示を予定しております。市民会館2階のロビーとプラネタリウムのある4階の廊下に20点ほど展示する予定でございます。期間は4月16日から22日の1週間を予定しております。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

何かご質問ありますか。よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

その次に保健体育課長。先ほどの議案についてですね。

**保健体育課長** はい。よろしくお願ひいたします。保健体育課でございます。



先ほど学校医の先生等の表彰規程のことで松田先生からご質問をいただきました、嘱託ではないか、委嘱ではないかということなのですが、本当に難しいところを質問していただきまして、学校保健安全法上では確かに学校医については委嘱という立場なんですけれども、身分については地方公務員法のほうが適用ということがわかりました。ただ、これは教育委員会からの委嘱ということですので、やっぱり委嘱の範疇に学校医の先生方は入っていくんではないかなという認識でおります。

それから表彰規程につきましても、これも非常に難しいところなんですけれども、多年にわたり功績があつて教育委員会から委嘱しているということをもって、5号が一番適當ではないかなという見解でございます。よろしくお願ひいたします。

**教育長職務代理者** 松田委員、いかがでしょうか。

**松田委員** じゃ、ちょっと確認ですけれども、規則の第2条の5号の「等」というところに入るということになりますか。

**保健体育課長** はい。そうでございます。

**松田委員** 「等に在職」というのは、その場合にどういった位置づけになるんでしょうか。在職しているのは何になるんでしょうか。

**保健体育課長** 教育委員会の中にもいろいろな審議会等がありまして、特にお医者様に在籍してもらっている審議会等はございませんが、ただ、医師会という形で外部に委嘱しているということで、それも「等」ということで考えていただければありがたいのかなと思いますが。

**松田委員** 医師会というのはそもそも別の目的があるわけですね。

**教育長職務代理者** そこはもうちょっと。

**松田委員** ちょっと整理して。

**教育企画課長** この松戸市教育委員会の表彰規則なんですけど、こういう類いの規則というのは市長部局の職員表彰規則等々に準じてつくっているんですけども、もとの古い、つまり市長部局の規則というのは、非常に古くかなり昔に制定されたものでやや実態に合っていないという部分があります。

今回この2条のどれに当てはまるかということを見ると、消去法的には2条5号になるんだろうなと思います。それは先ほど申しましたように学校医というのは、地方公務員法第3条3項の非常勤の嘱託という扱いになりますので、非常勤特別職の地方公務員になります。ですので、まず「多年にわたり委員会・審議会等に在職し」、つまり在職したと、公務員として在職したということなのですが、この委員会・審議会というのは、先ほど附属機関の話

が出ましたけれども、図書館整備検討委員会であるとかPFI事業者選定委員会と、こういうものが代表的なものなんですけれども、それにもびったんこ当てはまらないので、この「等」というところで一番近い準じているものとして5号に当たるのかなというふうに思っています。

ですから本来この条文を今、より正確な条文にすると、「多年にわたり委員会・審議会等に在職した者、またはこれに準ずる者で」みたいなのにするのが、条文とするのは一番すっきりするんでしょうけれども、とりあえずこれで適用していくべきということになっているのかなと思います。

それから先ほど、充て職の議案がありましたよね。充て職で新しく総合政策部長、生涯学習部長になった方を委員に委嘱するという議案を出しましたが、恐らく統一がとれていないと思います。1つの考えは充て職、つまり青柳部長を例にとりますれば、3月31日までは生涯学習部長であったわけですが、4月1日から街づくり部長になりましたということは、生涯学習部長をもって充てるとされていた図書館整備検討委員会の委員については3月31日をもって解任じゃなくて、その職を失ったと解することもできるかと思いますので、恐らくは特別な手続をしないまま新しく委員を選任するという議案を教育委員会にかけて選任したと、多分そういう取り扱いじゃないかなとは思っています。

一つの考え方、これはまだ思いつきの段階ですけれども、例えば今、選任の議案ということで出しておりますけれども、今度は人事異動に伴って選任がえ、委嘱がえをするという議案を出してもいいと思うんです。市長部局の場合は、こういう教育委員会会議というような会議を開催する必要はありません。そのまま市長決裁で済んじゃいますので今みたいな問題は起きないんですけれども、教育委員会は合議制の機関ということで会議を開いて決めますので、その議案の出し方につきましては、私ども教育企画課が事務局でございますので改めてまた検討させていただいて、統一的な対応を図らせていただければというように思っております。

以上です。

**松田委員** 最初の「審議会等」というのに含めるんだという解釈でいくということであれば、それは了解です。在職というのは要するに公務員の特別職に在職というふうな理解なんだということで、それで理解しました。ありがとうございました。

それからその次の問題なんですけれども、私が心配しているのは、今回委嘱するのは個人であって、職指定ではないので、個人の任期の上に、異動によって新しい人を委嘱しますと、

両者の委嘱状が残っていることとなります。そうすると委員は5人までというふうに条例規定があるにもかかわらず、6人に委嘱状を発行している形になってしまいます。つまり条例違反をみずからしているのではないかという危惧が生じます。それで確認をさせていただきました。

**教育長職務代理者** 今の企画課長の説明だと、山田委員が最後に説明して下さったことになり近いですね。そうすると解釈としては、充て職というのは本職があつてその職にある者が自動的にこの職につくから、本職のほうがなくなると自動的にこれもなくなるといようなそういうつながりで、ここの委嘱を読めるという理解もできそうですね。

だけど、余り厳格にやると古い判断というふうになってしまう。日本人はそこは上手なんです。余り厳格にやらないでスムーズにやるにはどうしたらいいかというふうにやってきた工夫が、充て職というふうな呼び方なんでしょうね。それで今まで誰も文句言わなかったわけです。厳格に言うと人数がオーバーしているということになるかもしれません。しかし、それは日本人の知恵でうまく消化してきたのかもしれないですね。そこはよくわかりませんが、法律は絶対ではありませんので、絶対でないところは解釈でうまい解決方法を発見できれば、それが一番いいですよ。そうしないと、全部がちがちとなってしまうてかえって身動きできなくなるという弊害がありますよね。

追加のご説明ありがとうございます。

ほかに何か事務局ございますか。

なければ、委員の皆さんで何かございますか。ありませんか。

それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしくお願いいたします。

**教育長** ありがとうございます。

それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局のお考えをよろしくお願いいたします。

**教育企画課長** 平成27年5月定例会でございますが、平成27年5月15日金曜日、午後2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

**教育長** ありがとうございます。

よろしゅうございますか。委員の皆さん、よろしいですか。

**教育長職務代理者** 木曜日じゃないということの説明を一度されたほうがいいんじゃないでしょうか。定例会議は木曜日と決まっていますが、15日は金曜日ですので、その説明を。

**教育企画課長** 本来、定例会は第2木曜日ということで5月14日木曜日と考えておったわけですが、会議の名称は忘れましたが、教育長の出席する関東都市教育長会議だったかと思いますが、その会議が14日に重なったものですから金曜日とさせていただければと思います。申しわけありませんでした。

**教育長** すみません。よろしくお願いします。

それでは、確認いたします。次回教育委員会会議は、平成27年5月15日の金曜日、午後2時から、この5階会議室で開催いたします。よろしいですか。よろしくお願いします。

---

◎閉 会

**教育長** それでは、以上をもちまして、平成27年4月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 3時45分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員